歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙第４号の７の２書式	別紙第４号の７の２書式